

今般、船員法が改正されたことにより、これまで沿海以遠を航行区域とする船舶に乗組む一部の船員が対象となっていた「基本訓練」ですが、令和8年2月14日以降はこれらの船舶だけでなく、漁船や小型船舶などの船員法が適用される船舶に乗組む全ての船員が対象となります。

上記に伴い、改正船員法に基づく基本訓練についてのオンライン説明会を国土交通省海事局船員政策課より実施することとなりましたのでお知らせいたします。各船舶所有者様におかれましては以下URLより是非ご参加いただきますようお願いいたします。

■改正船員法に基づく基本訓練について【国土交通省海事局船員政策課】

○令和8年1月22日(木曜日)13時30分～

<https://teams.microsoft.com/meet/47254263936946?p=D159ZQT11C9LmR9jKI>

会議ID: 472 542 639 369 46

パスコード: VR6zJ7bq

○令和8年1月23日(金曜日)13時30分～

<https://teams.microsoft.com/meet/42318084153475?p=vuerl3Y6XNp5HN3xWc>

会議ID: 423 180 841 534 75

パスコード: Pt7v7nM3

○令和8年1月26日(月曜日)13時30分～

<https://teams.microsoft.com/meet/41636762472490?p=No5qJJrEM4CL6Q480T>

会議ID: 416 367 624 724 90

パスコード: ss6jq9Cw

※ 説明+質疑応答で90分を予定しています。説明の内容は各回とも同様の内容です。